



# 控 訴 状

2017年7月25日

大阪高等裁判所 御 中

控訴人（一審被告）訴訟代理人  
弁 護 士 藤 原



当事者の表示	別紙のとおり
原判決の表示	別紙のとおり
控訴の趣旨および理由	別紙のとおり

## 添 付 書 類

- |           |     |
|-----------|-----|
| 1 訴訟代理委任状 | 1 通 |
| 2 資格証明書   | 1 通 |

## 債務不存在確認請求控訴事件

訴訟物の価格	金160万円
貼用印紙額	金1万9500円

上記当事者間の大阪地方裁判所平成28年（ワ）第7020号債務不存在確認請求事件について、同地方裁判所第5民事部は、2017年7月12日判決を言い渡し、同日に判決正本の送達を受けたが、この判決には不服であるから、次のとおり控訴を提起する。

## 原 判 決 の 表 示

### 主 文

- 1 原告が被告に対し，原告が労働条件の変更を行う際には，労働組合に属していない労働者に対して説明を行う前に，被告に対して事前に具体的な根拠に基づいた協議を誠実に行われなければならないとの義務を負っていないことを確認する。
- 2 訴訟費用は，被告の負担とする。

### 事実及び理由

(省 略)

## 控 訴 の 趣 旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の請求を却下する。
- 3 訴訟費用は、被控訴人の負担とする。

予備的に

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、被控訴人の負担とする。

## 控 訴 の 理 由

原判決には、事実誤認および法律判断の誤りがあるから、取り消されたうえ、被控訴人の控訴人に対する請求は、却下されなければならない。

詳細は、追って、準備書面を提出する。

当事者の表示

〒540-0031

大阪府中央区北浜東1-17-8F

控訴人 大阪府理容生活衛生同業組合労働組合

代表者執行委員長 白 田 伸 樹

〒530-0047

大阪府北区西天満1丁目10番8号 西天満第11松屋ビル308号

堺筋共同法律事務所（送達場所）

電 話 06-6364-3051

FAX 06-6364-3054

控訴人訴訟代理人

弁 護 士 藤 原 航

〒530-0042

大阪府北区天満橋3-4-28

被控訴人 大阪府理容生活衛生同業組合

代表者代表理事 都 原 茂 人